

やぶやぶにゆうす

春号
保険のコンサルタント
0120-082-313

東京海上日動火災保険(株)
あいおいニッセイ同和損害保険(株)
メットライフ生命保険(株)
日本生命保険相互会社
オリックス生命保険(株)
損害保険ジャパン日本興亜(株)
AIG損害保険(株)
Chubb損害保険(株)
FWD富士生命保険(株)
ソニー生命(株)

編集・発行:(株)大藪保険コンサルタント(有)やぶライヴ ランニング 〒167-0032 東京都杉並区区沼3丁目2-6 トヨタビル2F TEL.03-3392-6765 FAX.03-3392-6793

「なぜその商品をおすすめしたのか」

ご存じの通り、弊社は、複数の保険会社を取り扱う「乗合代理店」という位置づけです。生損保あわせてその数、14社。乗合代理店に対しては「なぜその商品をおすすめしたのか」という点が厳しく問われます。半年に一回をめぐりに社員全員で「商品選定会議」を開き、保険種目ごとに、どの保険会社の商品に優位性があるかという



弊社でも当時より様々な点でシステム化やルール化を進めるため、ミーティングを重ね改善を図っております。また、外部監査もお願いしておりますが、社内帳票やデータ管理をチェックされるだけでなく、社員が一人ずつ呼び出され、面接官の質問に皆が同じ答えをするのかという緊張感あふれる面談も行われます。保険代理店も銀行や証券会社のような他の金融機関と同等のきめ細やかな顧客対応・情報管理が求められるようになったという事だと思えます。

以前、本誌でも取り上げたことがあります。平成28年5月に保険業法の改正が行われ、保険代理店の役割と責任がより一層明確に、そして厳格に定められました。

大藪保険コンサルタントが
保険商品を
おすすめする理由

個人物件は、自動車保険なら〇〇損保、火災保険なら〇〇火災、と、弊社の方であらかじめおすすめ商品を決め、ご案内するスタイルを進めてきました。しかし、先日

ミーティングで社員の多くの「あらかじめ商品を決め打ちするのはなく、お客様の要望をまず聞き、その都度比較して提案するほうがお客様のためになるのではないか」という意見があったため、弊社の規定を大幅に見直すことにしました。

「保険契約における確認書」

ご継続のお客様、郵送で対応させていただいておりますお客様には今までも一枚このような「保険契約における確認書」を入れていただけてきました。内容を手直しさせていただきました。新しい確認書を同封させていただきます。

項目	内容
1. 保険の種類	火災保険、自動車保険、生命保険、損害保険等をご確認ください。
2. 保険料	保険料の計算方法、支払方法、滞りなくお支払いください。
3. 補償内容	補償の範囲、免状の有無、特約の有無等をご確認ください。
4. 契約期間	契約の有効期間、更新条件等をご確認ください。
5. 解約	解約の条件、返戻金の計算方法等をご確認ください。
6. 請求	請求の手続き、書類の提出方法等をご確認ください。
7. その他	その他、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

今後、弊社のご案内や対応に「にゆうすで言っていることと違うじゃないか！」等、至らぬ点がございましたら、ご遠慮なくご意見をお寄せください。この作業は今後もエンドレスで続けていきます。

手間は増えてもお客様に喜んでいただきたいと思いますという想いで社員一同、精進してまいります。今後ともご愛顧賜りますようお願いいたします。
(高橋)

「その保険 あなたを守ってくれますか」

2月20日、杉並区の永福和泉地域区民センターにて、「その保険 あなたを守ってくれますか」と題し、地域区民センター協議会主催の地域懇話会の中でセミナーを開催しました。

弊社プロデューサーの仲山が講師となり、昨今の水害・地震の被害状況や、ハザードマップを用いたワークマップ、火災保険の仕組みと保険見直しのポイント等、保険に関わる者の視点から個々人の災害に対する備えについて、講話しました。昨今の次々に起こる災害を私達は体験しましたので出席者の関心も高かったように感じました。

受取人が先に死んだ場合



生命保険って、かなり長丁場じゃないですか。いろんなことが起こります。あなたは両親を早く亡くしてしまっただけで、一生懸命苦労して、若い妹を育ててきました。もし自分が死んでしまうと妹が路頭に迷ってしまう。そんなときのために妹を受取人にして生命保険を掛けておきました。

そのかいあって妹は一人前に育って結婚しました。ところが、あなたはそのダンナがだいつ嫌い！ いまだに結婚を許していません。そんななか、妹がガンに罹って死んでしまいました。保険金受取人の方が被保険者のあなたより先に死んでしまったわけです(受取人先死亡といえます)。とても悲しんだあなたですが、妹のダンナとはこれで一切縁が切れると思っていませんか。そのままあなたが死ぬと...

実は、死亡保険金は嫌いな妹のダンナに行ってしまう！ 保険法46条によると、最初の受取人が先に死んだ場合、その相続人が当然に新しい受取人になってしまうんです。そんなあ...妹のために思って入った生命保険だったのに...。受取人があなたより先に死んだら、間髪をいれず、あなたは新しい受取人を指定し直さなければ草場のかげから怒み節なんてことになるかもしれません。気をつけてください。すぐにですよ。

今回の大塚教授のコラムは「受取人が先に死んだ場合」でした。なんかラジオ番組の人生相談にありそうな内容でした。今回も依頼原稿はすぐに送っていただけました。引き続きよろしくお願いたします。

(やぶやぶにゆうす編集長)

休みの時の車両入替と？ 事故連絡は？

大藪保険コンサルタントは基本は土日はお休みをいただいております。土日、祝日でも車両入替をしたとき、いつもは代理店に連絡すれば良かったのですが、どうすれば良いのか？事前に代理店にご相談いただくのが一番良いのですが、間に合わない時には、ご加入の保険会社のサービスセンターにご連絡いただくのがベストアンサーです。保険会社から代理店に入電がされます。ご安心ください。また事故の際も保険会社のフリーダイヤルをご利用ください。



永福和泉地域区民センターでのセミナーの様子



早稲田大学 法学学術院(法務研究科・法務教育研究センター) 教授
大藪保険コンサルタント顧問